

○津山工業高等専門学校公開講座規程

〔 昭和57年6月11日 〕
規 程 第 2 号

改正 昭和58年9月1日規程第11号 昭和59年4月1日規程第1号
昭和62年9月17日規程第5号 平成元年4月1日規程第3号
平成2年11月15日規程第2号 平成7年3月31日規程第14号
平成13年3月30日規程第12号 平成15年3月18日規程第11号
平成16年4月1日規程第21号 平成18年4月1日規程第40号
平成20年4月1日規程第12号

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校学則第49条第2項の規定に基づき、この規程を定める。

(目的)

第2条 公開講座は、本校の教育・研究を広く社会に開放し、社会人としての教養を高め、文化の向上に資することを目的とする。

(開設時期及び時間等)

第3条 公開講座は、授業に支障のない時期に開設する。

2 公開講座は、1講座につき原則として15時間以上とする。

3 公開講座は、本校の諸施設を使用して行う。ただし、必要がある場合は、本校外で実施することができる。

(講師)

第4条 公開講座の講師は、本校の教職員とし、校長が委嘱する。ただし、必要がある場合は、本校外の学識経験者を講師として委嘱することができる。

(開設)

第5条 公開講座の開設は、運営会議の議を経て行う。

(修了証書)

第6条 公開講座において、所定の時間の3分の2以上出席した者には、修了証書を授与することができる。

(講習料)

第7条 公開講座講習料は、「独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料

その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）」 第14条の規定により取り扱う。

（運営）

第8条 公開講座の実施に関する企画，立案及び連絡調整については，地域共同テックノセンターにおいて行うものとする。

（事務）

第9条 公開講座の事務は，総務課において処理する。

附 則

この規程は，昭和57年6月11日から施行する。

附 則（昭和58年9月1日規程第11号）

この規程は，昭和58年9月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日規程第1号）

この規程は，昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月17日規程第5号）

この規程は，昭和62年6月17日から施行する。

附 則（平成元年4月1日規程第3号）

この規程は，平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年11月15日規程第2号）

この規程は，平成2年11月15日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規程第14号）

この規程は，平成7年3月31日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規程第12号）

この規程は，平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月18日規程第11号）

この規程は，平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程第21号）

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規程第40号）

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第12号）

この規程は，平成20年4月1日から施行する。